

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月3日

南越前町長 川野 順万



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

瀬戸

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月3日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

経営体数

法人 1 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが十分ではない

5. 将来の農地利用のあり方

・担い手に集積・集約化する

6. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける

・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける

7. 地域農業の将来のあり方

・当地区については、既に地区内農地の9割が中心経営体に集積されているが、当地区が中山間地域に位置し、耕作不利地が多く存在するため、将来的な農地の保全に向け中心経営体の効率的な経営が図られるよう話し合っていく